

中央環境審議会 土壤農薬部会農薬小委員会（第29回）
議事要旨

1. 日 時 平成24年2月24日（金）14：01～16：47
 2. 場 所 中央合同庁舎5号館 環境省第1会議室
 3. 出席委員 委員 中杉 修身
 臨時委員 井上 達 五箇 公一
 白石 寛明 染 英昭
 平松 サナエ 細見 正明
 森田 昌敏（委員長） 山本 廣基
 渡部 徳子
 専門委員 内田 又左衛門 築地 邦晃
 根岸 寛光 吉田 緑

4. 議 題

- (1) 水産動植物の被害防止に係る農薬登録保留基準の設定方法に関する課題について
 (2) 水質汚濁に係る農薬登録保留基準として環境大臣の定める基準の設定について
 (3) その他

5. 議 事

- 審議については、中央審議会土壤農薬部会の運営方針に基づき、公開することにより、公正かつ中立な審議に著しい支障を及ぼすおそれがある場合又は特定の者に不当な利益もしくは不利益をもたらすおそれがある場合に該当しないことから、公開で行われた。
- 諮問事項「農薬取締法第3条第2項の規定に基づき環境大臣が定める基準の設定について」に関して審議が行われた。

水産動植物の被害防止に係る農薬登録保留基準の設定については、6農薬（トリアジフラム、ピリオフェノン、ファモキサドン、フェントラザミド、フルオピラム及びペンフルフェン）について審議が行われた。当該6農薬について、審議の結果、配付資料のとおり基準値（案）が了承された。

水質汚濁に係る農薬登録保留基準の設定については、10農薬（イミシアホス、ジフルメトリム、ジメトモルフ、チオベンカルブ（ベンチオカーブ）、プロジアミン、プロパモカルブ塩酸塩、バンスルフロメチル、メタフルミゾン、メプロニル及びレピメクチン）について審議が行われた。当該10農薬について、審議の結果、配付資料を一部修正の上、基準値（案）が了承された。

- 水産動植物の被害のおそれ及び水質汚濁に係る水の利用が原因となって人畜に被害を生ずるおそれが極めて少ないと認められる農薬の取扱いの修正案について、審議の結果、配付資料のとおり了承された。
- 水産動植物の被害防止及び水質汚濁に係る農薬登録保留基準の設定を不要とする農薬（ばく露のおそれが極めて少ないと認められる農薬）について、審議が行われた40農薬について、水産動植物の被害のおそれ及び水質汚濁に係る水の利用が原因となって人畜に被害を生じるおそれが極めて少ないことが認められることから、当該基準値の設定を行う必要がない農薬として了承された。